

# 定 款

株式会社ありがとうサービス

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ありがとうサービスと称し、英文では、ARIGATOU SERVICES COMPANY, LIMITED と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 喫茶店・飲食店・レストランの経営
- (2) ファーストフードの製造・加工および販売
- (3) 飲食店のフランチャイズチェーン店の加盟募集および加盟店の指導業務
- (4) 水産食料品・畜産食料品・冷凍食料品・清涼飲料水の製造・加工および販売
- (5) ビールその他の酒類の製造および販売
- (6) 生鮮食料品・加工食料品の販売
- (7) パンの製造および販売
- (8) 酒類・たばこ・食料品・菓子類・民芸品の販売および売店の経営
- (9) 農産物の生産栽培委託および販売
- (10) 不動産の売買・仲介・賃貸・管理・開発
- (11) 旅行代理店業
- (12) 損害保険代理店業
- (13) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (14) 生命保険の募集に関する業務
- (15) 総合リース業
- (16) シェアリングおよびレンタル業
- (17) 化粧品・医薬品・医薬部外品の販売
- (18) 有価証券の保有・運用・管理
- (19) 古物の売買業・問屋業・仲介業・販売代理業および輸出入業
- (20) 企業経営に関するコンサルティング業務
- (21) 企業における人材育成のための教育および指導
- (22) 旅館・ホテル・温浴施設の経営および貸室業
- (23) 国際貿易に関する業務
- (24) 翻訳および通訳に関する業務
- (25) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛媛県今治市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,342,400株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式買取請求をする権利

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

## 第3章 株 主 総 会

(基準日)

第11条 当社は、毎年2月末日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、ほかの取締役がこれに代わる。

(決議の要件)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

(選 任)

第 18 条 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。取締役の選任は累積投票の方法によらない。

(任 期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠または増員により就任した取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(取締役会の招集および議長)

第 20 条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、ほかの取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

2 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

(取締役会の決議の省略)

第 22 条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 25 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選 任)

第 26 条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間とする。

(監査役会)

第28条 監査役全員をもって組織する監査役会を設置する。

(常勤監査役)

第29条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会の招集)

第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年8月31日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第35条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領さ

れないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

第7章 附 則

1. この定款の変更は、決議の日から実施する。